

精神科訪問看護のご案内

外来通院中の皆さま / 退院される皆さま / ご家族の皆さま

1. 精神科訪問看護

主治医の指示のもとに、精神の障害を持ちながら地域で生活している方やその家族を訪問して、生活や療養上の困難さに対して必要な援助を提供する援助方法です。

2. 援助内容

- (1) 日常生活：食事、排泄、睡眠、清潔、金銭管理、余暇の過ごし方 等
- (2) 医療継続：服薬、通院、再発の早期発見 等
- (3) 対人関係：家族、近隣、友人、職場 等
- (4) 社会資源の活用：金融機関や公共施設、行政サービスの利用の仕方 等

3. 訪問日・時間

月曜日～金曜日 〈午前〉10時～12時 〈午後〉2時～4時 ※年末年始及び祝日は休み

訪問回数は主治医と相談の上決めていきます。 ※保険適用は週3回まで。ただし、退院後3ヶ月以内は週5回まで。

4. 費用

健康保険、障害者自立支援医療が適用されます。

	自宅	
	単独での訪問	複数での訪問
国保・社保 (3割負担)	1,740円 / 回	3,000円 / 回
自立支援医療 (1割負担)	580円 / 回	1,000円 / 回
生活保護	無料	無料

交通費は保険適用されませんので自費相当額として20円/kmをご負担いただきます。

自立支援医療とは

通院医療、デイケア、訪問看護などの医療費90%が公費と健康保険で負担され、自己負担が10%となる制度です。また、世帯(同じ健康保険に加入している家族)の所得に応じて、ひと月あたりの負担額に上限が設けられています。この制度を利用するためにはお住いの市町への申請が必要です。申請には医師の意見書が必要となり、意見書代3,000円(税別)がかかります。また、年に1度更新の手続きが必要です。

ご不明な点やご相談は主治医、
ケースワーカーへお気軽にお尋ねください。

連絡先 医療法人誠之会 氏家病院
TEL 028-682-2911